

住宅・建築施策に関する提言

地域の実情に応じた良好な居住環境等を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事に係る財政措置を充実すること。

特に、住宅・建築物安全ストック形成事業の嵩上げ措置である耐震対策緊急促進事業を平成31年度以降も継続すること。

2. 空き家等対策の推進

(1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

また、空き家の発生抑制に向け、相続登記及び空き家に係る税制のあり方を検討すること。

(2) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく特定空家等の除却等に要する経費に係る財政措置を講じること。

また、都市自治体の主体的な取組を後押しする観点から、様々な特性等に応じた取組事例や課題等を明らかにしたうえで、同法の見直しを検討すること。

3. 住宅団地の居住環境の維持・再生を図るため、住宅市街地総合整備事業に係る財政措置を拡充すること。

4. 住宅・建築物アスベスト改修事業については、事業を継続するとともに、財政措置を拡充すること。

5. 都市自治体が住宅地区改良法に基づいて建設した特定優良賃貸住宅や特定公共賃貸住宅等を管理代行制度の対象とすること。

6. 大規模自然災害の被災地における復旧・復興

(1) 大規模自然災害の被災地における宅地については、被災者の生活再建を円滑にするため、生活道路等のライフラインと一体的に復旧できるよう災害復旧事業費

等を確保するとともに、事業を柔軟に運用すること。

(2) 被災者の生活再建に向けた負担を軽減するため、被災住宅用地特例に係る適用期間を延長すること。

7. 東日本大震災関係

被災住宅用地特例による都市自治体の減収分の補てんについては、震災復興特別交付税により着実に措置すること。